

# 新潟県青少年健全育成条例

改正

- 昭和五十二年三月三十一日 条例第六号
- 昭和五十九年三月三十日 条例第十四号
- 昭和五十九年十二月二十五日 条例第六十四号
- 平成三年三月二十七日 条例第十号
- 平成四年三月三十日 条例第三十号
- 平成七年十月十八日 条例第五十号
- 平成八年七月十九日 条例第三十四号
- 平成九年十月十七日 条例第五十号
- 平成十年十二月二十五日 条例第五十二号
- 平成十一年十二月二十七日 条例第六十一号
- 平成十三年十二月二十八日 条例第九十七号
- 平成十八年十二月二十七日 条例第六十二号
- 平成十九年十月十七日 条例第六十号
- 平成十九年十二月二十七日 条例第八十号

## 目次

- 第一章 総則(第一条～第七条)
- 第二章 健全育成に関する施策(第八条～第十三条)
- 第三章 健全育成を阻害する行為の規制(第十四条～第二十八条)
- 第四章 罰則(第二十九条～第三十一条)
- 第五節 雑則(第三十二条～第三十六条)

## 第一章 総則

第一条 この条例は、青少年の健全育成に関する理念及び責任を明らかにするとともに、青少年を健全に育成するための施策の基本を定め、青少年の望ましい成長を阻害する行為を規制し、もつて青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (健全育成の理念)

第二条 すべての青少年は、社会の一員としての使命を自覚し、かつ、将来へのたくましい意欲をもつ心身とともに健康で有為な社会人として育成されなければならない。

### (健全育成対策の目標)

第三条 青少年の健全育成に関するすべての対策は、青少年の自主性を尊重し、その活力を発揮させることを基調として、生きがいの目標を正しく形成できるよう導くことを目標とする。

### (県の責務)

第四条 県は、青少年の健全育成に関する総合的な施策を策定し、及び必要な体制を確立してこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が青少年の健全な育成を図ることを目的として

行う施策の実施について、助言し、援助するよう努めるものとする。

### (市町村の責務)

第五条 市町村は、当該地域の实情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第六条 すべての県民は、家庭、学校、職場その他あらゆる生活の場における積極的な対応と指導が、青少年の人格形成に大きく寄与することを銘記するとともに、地域社会において相互に連携し、青少年が健全に育成されるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する青少年を健全な環境の中で心身ともに健康に育成するよう努めなければならない。

3 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、心身ともに健康で有為な社会人として成長していくため、自ら進んで自己の啓発と向上に努めるものとする。

### (施策の公表)

第七条 県は、毎年、青少年の健全育成に関する施策の内容を公表するものとする。

## 第二章 健全育成に関する施策

### (青少年の自主的活動の支援)

第八条 県は、青少年の文化、スポーツ活動等を振興し、社会参加を奨励するとともに、青少年の自立性の確立と連帯性の伸長に資するため、次の各号に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (一) 青少年の組織する自主的かつ健全な団体及び青少年を健全に育成することを主目的とする団体(以下「青少年団体等」という。)の組織化並びにその活動に対する指導援助
- (二) 地域において青少年及び青少年団体等の指導及び育成に協力する者の養成確保
- (三) 青少年の利用する施設の整備

### (健全育成に関する教育の振興等)

第九条 県は、青少年の健全育成に関する教育の振興及び広報活動の促進について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (補導及び相談体制の整備等)

第十条 県は、青少年をとりまく社会環境の浄化並びに補導及び相談体制の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (家庭の日の普及)

第十一条 県は、健全な家庭環境づくりをすすめるため、毎月第三日曜日を家庭の日と定め、その普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (表彰)

第十二条 知事は、青少年の健全な育成について特に顕著な功績があると認められるもの又は青少年若しくは青少年団体等で他の模範になると認められるものを表彰することができる。

### (優良興行等の推奨)

第十三条 知事は、興行、図書、がん具、放送等で、その内容が青少年の健全な育成を図るうえで特に有益であると認められるものを推奨することができる。

## 第三章 健全育成を阻害する行為の規制

### (用語の定義)

第十四条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く。)をいう。
- (二) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- (三) 利用カード等 店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号。以下「風俗営業法」という。))第二条第九項に規定する営業をいう。以下同じ。
- (四) 及び無店舗型電話異性紹介営業(同条第十項に規定する営業をいう。以下同じ。) に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行され、又は提供されるカード、文書その他の物品又は情報をいう。
- (五) 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- (六) 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真(絵画又は写真を印刷したものを含む。)、映画フィルム、スライドフィルム並びに映像等記録媒体(ビデオテープ、録音テープ、フロッピーディスク、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の映像又は音声電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。))により記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。
- (七) がん具類 がん具その他の物品であつて、その内容が性的感情を刺激するもの及びがん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。))その他の器具であつて、その内容が粗暴性若しくは残虐性を助長し、又はその構造、機能等が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのあるものをいう。

るものをいう。

(自主規制)

第十五条 興行を主催する者及び図書類、広告類又は特定がん具類を取り扱うことを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害することのないよう自主的に努めなければならない。

(利用カード等の販売等の制限)

第十五条の二 何人も、利用カード等を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、又は提供してはならない。

(利用カード等販売機への収納等の禁止)

第十五条の三 何人も、利用カード等を利用カード等販売機(利用カード等を販売するための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。)に収納し、又は利用カード等販売機により提供できる状態にしてはならない。ただし、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)に当該青少年入場禁止場所に立ち入らなければ購入できない方法によつて設置する利用カード等販売機については、この限りでない。

(一) 第十六条第一項の規定により指定された興行(観覧等制限の対象とする青少年の年齢を限定して指定されたものを除く。)を行う場所

(二) 風俗営業法第二十一条に規定する風俗営業(同項第八号の営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

(利用カード等販売機による販売の届出等)

第十五条の四 利用カード等販売機により利用カード等を販売しようとする者は、販売を開始する日の十五日前までに、当該利用カード等販売機ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号

(二) 利用カード等販売機の設置場所

(三) 利用カード等販売機の機種及び製造番号

(四) 販売を開始しようとする年月日

(五) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更(利用カード等販売機の移設による設置場所の変更を除く。)があつたときは又はその届出に係る利用カード等販売機の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その設置する利用カード等販売機の見やすい箇所に、その氏名又は名称、その連絡先及び青少年の利用カード等の購入を禁止する旨を明確に表示しなければならない。

(広告類の掲示等の制限)

第十五条の五 何人も、利用カード等販売機について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(一) 広告制限区域等(風俗営業法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等をいう。以下同じ。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札(利用カード等販売機にはるものを除く。)並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。)を表示すること。

(二) 広告制限区域等において、人の住居にビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。)を配り、又は差し入れること。

(三) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

(四) 広告制限区域等以外の地域において、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等を配り、又は差し入れること。

(五) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

(六) 広告制限区域等において、拡声器等の機器を用いて音声により宣伝すること。

2 前項の規定は、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。)を営む者以外の者が行う店舗型電話異性紹介営業等に係る広告又は宣伝について準用する。ただし、風俗営業法第二十八条第六項の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合には、この限りでない。

3 第一項第六号の規定は、店舗型電話異性紹介営業等を営む者が行う店舗型電話異性紹介営業等に係る広告又は宣伝について準用する。

(興行の指定及び観覧等の制限)

第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を観覧等制限興行として指定することができる。この場合において、その指定は、観覧等制限の対象とする青少年の年齢を限定して行うことができる。

(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を観覧等制限の対象となる青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

3 興行を主催する者は、第一項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定のあつた旨及び観覧等制限の対象となる青少年の入場を禁止する旨を掲示しなければならない。

4 知事は、第一項の規定により指定された興行が指定の理由に該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならない。

(図書類の指定等及び販売等の制限)

第十七条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書類を販売等制限図書類として指定することができる。

2 図書類であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても販売等制限図書類とする。

(一) 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるもの(これらを印刷したものを含む。)

(二) 書籍又は雑誌であつて、前号に掲げるものを掲載するページの数が、二十ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ(表紙を含む。)の総数の五分の一以上であるもの

(三) 映像等記録媒体又は映画フィルムであつて、卑わいな姿態等の場面で規則で定めるものの映像による描写の時間(映像によらない描写がその前又は後の当該映像による描写と実質的に連続する場合の当該映像によらない描写の時間を含む。)が連続して三分を超えるもの若しくは合わせて五分を超えるもの又は当該場面の数が当該映像等記録媒体の場面の総数の五分の一以上であるもの

(四) その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第一号に掲げるものを掲載しているもの

3 図書類の販売、交換又は貸付けを業とする者(以下「図書類販売業者」という。)は、販売等制限図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、貸し付け、見せ、又は聞かせてはならない。

4 図書類販売業者は、販売等制限図書類を陳列するときは、当該販売等制限図書類を他の図書類と区分し、規則で定める場所に置かなければならない。ただし、当該販売等制限図書類を他の図書類と区分し、規則で定める方法により陳列するときは、この限りでない。

5 知事は、前項の規定に違反して陳列されている販売等制限図書類があるときは、当該図書類販売業者に対し、その販売等制限図書類の陳列の場所又は方法の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

6 知事は、第一項の規定により指定された図書類が指定の理由に該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(広告類の指定等及び掲示等の制限)

第十八条 知事は、広告類の内容の全部又は一部が第十六条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告類を掲示等制限広告類として指定することができる。

2 ちらし類(広告類のうち公衆に頒布されるちらしその他これに類する印刷物をいう。以下同じ。)であつて、前条第二項第一号に掲げるものを掲載するものは、前項の規定による指定がない場合であつても掲示等制限広告類とする。

3 何人も、掲示等制限広告類を掲示し、表示し、又は青少年に頒布してはならない。

4 何人も、掲示等制限広告類であるちらし類を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あてとした封書で頒布する場合その他青少年が当該ちらし類を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合には、この限りでない。

5 広告類の広告主又は管理者は、その掲示し、又は表示している広告類について第一項の規定による指定があつたときは、当該広告類を速やかに撤去し、又はその内容を修正しなければならぬ。

6 知事は、前項の規定に違反して掲示され、又は表示されている広告類があるときは、当該広告類の広告主又は管理者に対し、その広告類の撤去、内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

7 知事は、第一項の規定により指定された広告類が指定の理由に該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(特定がん具類の指定等及び販売等の制限)

第十九条 知事は、特定がん具類の内容が第十六条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき又はその構造、機能等が人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすと認めるときは、その特定がん具類を販売等制限がん具類として指定することができる。

2 特定がん具類であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても販売等制限がん具類とする。

- (一) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
  - (二) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
- 3 特定がん具類の販売を業とする者は、販売等制限がん具類を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

4 知事は、第一項の規定により指定された特定がん具類が指定の理由に該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に第一項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十一条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (一) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (二) 前号の行為を教え、又は見せる行為
- (三) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為
- (四) 前号に掲げるもののほか、睡眠薬、シンナー等催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する物で規則で定めるものをみだりに使用する行為
- (五) 喫煙又は飲酒

(非行誘発行為の防止)

第二十二条 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしないうつ努めなければならない。

- (一) 店舗型電話異性紹介営業等に係る営業所へ電話をかけた後、若しくは立ち入らせ、又はヒラ等を受け取らせること
- (二) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行、図書類、広告類、特定がん具類その他のものを見せ、聞かせ、又は所持させること
- (三) 正当な理由がある場合のほか、深夜(午後十一時から翌日の日の出時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させ、又は興行若しくは営業を営む場所に立ち入らせること
- (四) 喫煙又は飲酒の行為を教え、又は勧めること
- (五) 射幸心をそそのめおそれのある行為をさせること
- (六) 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること

(深夜における遊技場への立入りの禁止)

第二十三条の二 設備を設けて客に遊技をさせる営業で規則で定めるものを行う者(次項において「営業者」という。)は、正当な理由がなく、当該営業を行う場所に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う場所に立ち入らうとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を掲示しなければならない。

(自動販売機等による図書類の販売の届出等)

第二十三条の三 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸し付けを開始する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (一) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号
- (二) 自動販売機等の設置場所
- (三) 自動販売機等の名称、機種及び製造番号
- (四) 販売又は貸し付けを開始しようとする年月日
- (五) 自動販売機等の管理を代行する者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置く場合には、その者の氏名、住所及び電話番号
- (六) 自動販売機等に収納する図書類又は特定がん具類の種類
- (七) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が販売等制限図書類又は販売等制限がん具類に該当することとなつたときに、速やかに当該販売等制限図書類又は販売等制限がん具類の撤去の措置をとることができる者でなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更(自動販売機等の移設による設置場所の変更を除く。)があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その設置する自動販売機等が見やすい箇所に、その氏名又は名称及びその連絡先を明確に表示しなければならない。

(販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等)

第二十三条 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、販売等制限図書類及び販売等制限がん具類を自動販売機等へ収納してはならない。

2 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売業者の設置している自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が販売等制限図書類又は販売等制限がん具類に該当することとなつたときは、当該販売等制限図書類又は販売等制限がん具類を自動販売機等から速やかに撤去しなければならない。

3 知事は、販売等制限図書類又は販売等制限がん具類が自動販売機等に収納されているときは、自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該販売等制限図書類又は販売等制限がん具類の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

- 4 前三項の規定は、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。
- 5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の周囲二百メートル以内の区域及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。
- (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）
- (二) 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館
- (三) 博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- (四) 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条に規定する児童福祉施設
- (五) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供する施設で規則で定めるもの
- 6 知事は、自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、青少年の健全な育成のために必要な環境を著しく阻害するおそれのないよう、その収納する図書類若しくは特定がん具類又は自動販売機等の設置場所について、適当な措置を講ずるよう求めることができる。
- (金銭の貸付け、物品の買受け等の制限)
- 第二十四条 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。
- 2 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けはならない。
- 3 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から古物を買ひ受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は青少年と古物の交換をしてはならない。
- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、適用しない。
- (専ら異性を同伴する客のための宿泊施設営業者等の責務等)

- 第二十五条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第四号に規定する施設又はこれに類似する施設を設け、当該施設を宿泊又は休憩に利用させる営業を営む者又は営もうとする者は、その建築物及び看板等の意匠、形態等並びにその設置場所が、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 知事は、前項の営業を営む者又は営もうとする者に対し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのないようその建築物及び看板等の意匠、形態等並びにその設置場所について、適当な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 第一項に規定する類似する施設を設け、当該施設を宿泊又は休憩に利用させる営業を営む者は、青少年を当該施設に客として立ち入らせないよう努めなければならない。
- (旅館業者等の責務)
- 第二十六条 旅館業を営む者又はアパート、貸家、貸間若しくは下宿を業として営む者は、当該施設において、第二十一条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの疑いがあり、又は当該施設を使用する青少年に家出の疑いがあると認めるときは、速やかに警察署等関係機関に届け出、又は保護者に通知するよう努めなければならない。
- (立入調査等)
- 第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、興行を行つている時間又は営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。
- (一) 利用カードの自動販売機の設置場所
- (二) 興行を行う場所
- (三) 図書類販売業者の営業の場所又は図書類の自動販売機等の設置場所
- (四) 広告類の広告主若しくは管理者の営業の場所又は広告類を掲示し、若しくは表示した場所
- (五) 特定がん具類の販売を業とする者の営業の場所又は特定がん具類の自動販売機等の設置場所
- (六) 貸金業者、質屋又は古物商の営業の場所
- (七) 第二十二條の二第一項の規則で定める営業を行う場所
- 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。
- (適用上の注意)
- 第二十八条 この章の規定は、青少年の健全な育成を図るため必要最小限度において適用すべきであつて、その運用に当たつては、国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 第四章 罰則

- (罰則)
- 第二十九条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - (一) 第二十条第三項の規定に違反した者
  - (二) 第二十一条の規定に違反して、同条第一号から第四号までに掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
  - (一) 第十五条の二の規定に違反した者
  - (二) 第十五条の三の規定に違反した者
  - (三) 第十五条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (四) 第十六条第二項の規定に違反した者
  - (五) 第十七条第三項の規定に違反した者
  - (六) 第十七条第五項の規定による命令に違反した者
  - (七) 第十八条第三項又は第四項の規定に違反した者
  - (八) 第十八条第六項の規定による命令に違反した者
  - (九) 第十九条第三項の規定に違反した者
  - (十) 第二十一条の規定に違反して、同条第五号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者
  - (十一) 第二十二條の二第一項の規定に違反した者
  - (十二) 第二十二條の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (十三) 第二十二條第三項の規定による命令に違反した者
- 4 十三各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は料りに処する。
  - (一) 第十五条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (二) 第十六条第三項の規定に違反した者
  - (三) 第二十二條の二第二項の規定に違反した者
  - (四) 第二十二條の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (五) 第二十四条第一項 第二項又は第三項の規定に違反した者
  - (六) 第二十七条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- 5 第二十条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者は、

当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項又は第二項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(適用除外)

第三十一条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

第五章 雑則

(審議会への諮問等)

第三十二条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、新潟県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合において、特に急を要し審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

- (一) 第十三条の規定による推奨をしようとするとき。
  - (二) 第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をしようとするとき。
  - (三) 第十六条第四項、第十七条第六項、第十八条第七項又は第十九条第四項の規定による取消しをしようとするとき。
  - (四) 第二十一条の二第一項の規則を定めようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書きの規定により推奨、指定又は取消しを行つたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。
- 3 知事は、興行を主催する者、図書類販売業者、広告類の広告主若しくは管理者又は特定がん具類の販売を業とする者が、第十五条の規定の趣旨に従つて自主的に規制を行うことにより、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと認めるときは、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をしないことができる。

(推奨等の告示)

第三十三条 第十三条の規定による推奨又は第十六条から第十九条までの規定による指定若しくは取消しは、新潟県報に告示して行つて。ただし、特に急を要する場合は、指定又は取消しを受けるべき者に対する通知によつて行つて。

(県民からの申出)

第三十四条 県民は、第十二条の規定による推奨又は第十六条から第十九条までの規定による指定若しくは取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

(経過措置)

第三十五条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃す

る場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(事務処理の特例)

第三十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条十七の二第一項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、柏崎市、上越市及び聖籠町が処理することとする。

- (一) 第十五条の四第一項の規定による販売の届出の受理
- (二) 第十五条の四第二項の規定による変更又は廃止の届出の受理
- (三) 第十七条第五項の規定による命令
- (四) 第十八条第六項の規定による命令
- (五) 第二十二条の三第一項の規定による販売又は貸付けの届出の受理

(六) 第二十二条の三第三項の規定による変更又は廃止の届出の受理

(七) 第二十三条第三項の規定による命令

(八) 第二十三条第六項の規定による要求

(九) 第二十七条第一項の規定による立入調査等（委任）

第三十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(新潟県青少年保護育成条例の廃止)

2 新潟県青少年保護育成条例（昭和三十七年新潟県条例第十号、以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により行つた処分、手続その他の行為で現に効力を有するものは、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 新潟県附属機関設置条例の一部改正（昭和二十七年新潟県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附則（昭和五十九年条例第十四号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則

第三条第一項の規定により貸金業を営んでいる者は、改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十四条第一項に規定する貸金業者とみなす。

附則（昭和五十九年条例第六十四号）

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成三年条例第十号）

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても新潟県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

（新潟県附属機関設置条例の一部改正）

新潟県附属機関設置条例（昭和二十七年新潟県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附則（平成四年条例第三号）抄

この条例は、平成四年五月七日から施行する。

附則（平成七年条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成八年条例第三十四号）

この条例は、平成八年十月一日から施行する。

この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の新潟県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第三号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。）を営んでいる者については、改正後の条例第十五条の二第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは「平成八年十月三十一日までに」と、「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

前項の規定により改正後の条例第十五条の二第一項の規定による届出をした者でこの条例の施行の際現に営業禁止区域等（改正後の条例第十五条の三第一項に規定する営業禁止区域等をいう。）においてテレホンクラブ等営業を営んでいるもの当

附則（平成四年条例第三号）抄

この条例は、平成四年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても新潟県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

（新潟県附属機関設置条例の一部改正）

新潟県附属機関設置条例（昭和二十七年新潟県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附則（平成四年条例第三号）抄

この条例は、平成四年五月七日から施行する。

附則（平成七年条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成八年条例第三十四号）

この条例は、平成八年十月一日から施行する。

この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の新潟県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第三号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。）を営んでいる者については、改正後の条例第十五条の二第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは「平成八年十月三十一日までに」と、「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

前項の規定により改正後の条例第十五条の二第一項の規定による届出をした者でこの条例の施行の際現に営業禁止区域等（改正後の条例第十五条の三第一項に規定する営業禁止区域等をいう。）においてテレホンクラブ等営業を営んでいるもの当

附則（昭和五十九年条例第六十四号）

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成三年条例第十号）

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても新潟県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

（新潟県附属機関設置条例の一部改正）

新潟県附属機関設置条例（昭和二十七年新潟県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附則（昭和五十九年条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則

第三条第一項の規定により貸金業を営んでいる者は、改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十四条第一項に規定する貸金業者とみなす。

附則（昭和五十九年条例第六十四号）

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成三年条例第十号）

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

改正後の新潟県青少年健全育成条例第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても新潟県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

（新潟県附属機関設置条例の一部改正）

新潟県附属機関設置条例（昭和二十七年新潟県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略

附則（平成四年条例第三号）抄

この条例は、平成四年五月七日から施行する。

該テレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から二年を経過する日までの間は、改正後の条例第十五条の三の規定は、適用しない。

（利用カードの自動販売機に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カード（改正後の条例第十四条第四号に規定する利用カードをいう。以下同じ。）を販売している者については、改正後の条例第十五条の六第一項に規定する利用カードを販売しようとする者とはみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年十月三十一日まで」と、「当該自動販売機」とあるのは、「この条例の施行の際現に設置されている自動販売機」と、「開始しようとする」とあるのは、「開始した」とする。

5 前項の規定により改正後の条例第十五条の六第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る自動販売機については、施行日から六月を経過する日までの間は、改正後の第十五条の五の規定は、適用しない。

（広告類の掲示等に関する経過措置）

6 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業に係る広告類を掲示し、又は表示している者の当該広告類については、施行日から三月を経過する日までの間は、改正後の第十五条の七第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成九年条例第五十号）

1 この条例は、平成十年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に自動販売機等（改正後の新潟県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第二十二条の三第一項に規定する自動販売機等をいう。）により図書類（改正後の条例第十四条第六号に規定する図書類をいう。）又は特定がん具類（改正後の条例第十四条第八号に規定する特定がん具類をいう。）を販売し、又は貸し付けている者については、改正後の条例第二十二條の三第一項に規定する図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者とはみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成十年一月三十一日まで」と、「当該自動販売機等」とあるのは、「この条例の施行の際現に設置されている自動販売機等」と、「開始しようとする」とあるのは、「開始した」とする。

附 則（平成十年条例第五十二号）

この条例第十五条の五第三号の改正規定（「同法第十八条に規定するダンス教習所等に係る」を「同項第八号の」に改める部分に限る。）は公布の日から、その他の改正規定は平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年条例第六十一号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（一）第六条に二項を加える改正規定及び第二十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定を公布の日

（二）第十七条第四項の改正規定（「図書類の販売、交換又は貸付けを業とする者」を「図書類販売業者」に改める部分を除く。）、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び第二十九条第四項の改正規定（同項第五号に係る部分を除く。） 平成十二年七月一日

（三）前二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十二年四月一日

附 則（平成十三年条例第九十七号）

1 この条例第十四条第二号の改正規定は公布の日から、その他の規定は規則で定める日から施行する。

附 則（平成十八年条例第六十二号）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（略）

2 （略）

附 則（平成十九年条例第六十号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日）平成十九年十二月十九日

附 則（平成十九年条例第八十号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。